

事業者各位

(公社) 京都労働基準協会

舞鶴支部

## 電気取扱業務（低圧）特別教育の開催について

労働安全衛生法では労働者の安全と健康の確保をはかるため一定の危険有害業務に係る特別教育の制度を定めています。この特別教育の対象業務に①配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうちで充電部分が露出している開閉器の操作の業務 又は②低圧の充電回路の敷設若しくは修理の業務があり、この業務に労働者を就業させるときは、事業者は当該業務に係る特別の教育を行わなければならないことになっています。

この度、上記①の充電部分が露出している開閉器の操作の業務について、下記により特別教育を実施しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

## 記

1. 対象業務 上記①の「配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうちで充電部分が露出している 開閉器の操作の業務」(直流・750 ボルト以下、交流・600 ボルト以下の低圧電気)  
※注意点 上記②の「低圧の充電回路の敷設若しくは修理の業務」については、この特別教育を受けた者に対して、別に低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について6時間以上の実技教育を行なえば当該業務の特別教育を修了したことになります。
2. 講習日時 令和6年7月10日(水) 午前9時25分～午後6時30分
3. 講習会場 舞鶴西総合会館 (舞鶴市字南田辺1)
4. 講習科目 学科 (1) 低圧の電気に関する基礎知識、(2) 低圧の電気設備に関する基礎知識  
(3) 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識、  
(4) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法、(5) 関係法令  
実技 低圧開閉器の操作、絶縁用保護具の着用方法、充電回路の防護方法(1時間)
5. 修了証の交付 所定講習科目の受講修了者に対し、特別教育修了証を交付します。
6. 受講料 **会員事業場 9,900円 (9,000+消費税) 会員外事業場 12,100円 (11,000+消費税)**  
テキスト代 770円 (700+消費税)「低圧電気取扱者安全必携」  
※ テキストは講習日当日にお渡しします。  
※ 受講申込み後の受講料の返還は致しませんのでご了承願います。
7. 定員 50名 (定員になり次第締め切ります)
8. 受付日時 令和6年6月12日(水) より 土・日・祝祭日を除く9:00～16:00
9. 申込方法 受講申込書に所定事項記入の上、お申し込み下さい。受講料・テキスト代は現金又は振込(手数料は事業所負担)でお願いします。受付方法はホームページの《講習受付方法》をご参照下さい。
10. 申込・問合せ先 (公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部 TEL 0773-75-4731 fax 0773-75-4777  
〒624-0913 舞鶴市字上安久小字安久谷 381-2 土・日・祝祭日を除く9:00～17:00

舞鶴支部

--

月講習

## 電気取扱業務（低圧）特別教育受講申込書

（充電部分が露出している開閉器の操作業務）

★氏名(漢字)・生年月日は、修了証に使用しますので、お間違えのないようご記入ください。  
記入不備による修了証再発行時には再発行手数料（1,650円）をいただきます。

受講者	フリガナ		←必ず記入	生 年 月 日	S . H  年 月 日生	受講番号  ※記入不要	
	氏名						
	携帯番号（	）					
旧姓等併記希望の場合 旧姓等氏名： ※併記を希望する氏名等が確認できる書類（戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等）を申込時に提示ください。							
住所	〒 -						
勤務先	会社名			連絡先	部署・氏名：		
	所在地	〒 -			担当		
					電話	勤務先 受講者	
					FAX	勤務先 受講者	
郵送	請求書・受講票の送付先 いずれかに☑してください <input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 受講者住所						
会員	※いずれかにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 京都労働基準協会会員・支部会員 <input type="checkbox"/> 会員外						

令和 年 月 日

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部長 殿

記入された個人情報は、当協会が責任を持って管理し、この講習の実施のためだけに使用します。（法令による場合を除く。）